

平成 25 年 8 月 21 日

障害者の地域生活の推進に関する検討会における論点について

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
代表理事 玉木幸則

地域において、相談支援事業を有効に機能させるためには、実際に利用できるサービスの種類と量を確保することが必要不可欠です。「計画あってサービスなし」では、計画が「絵に描いた餅」になります。

とりわけ、「サービス等利用計画」を作成するに当たり、障害のある人それぞれの実態に即したサービスの提供が可能となるためには、サービス基盤の整備が必要です。

そのためにも、本検討会において、「重度訪問介護の対象拡大」及び「グループホームへの一元化」更には「地域における居住支援」を検討されるにあたり、より一層のサービス基盤の整備に資する検討となるよう強く要望いたします。

[重度訪問介護の対象拡大に当たっての論点]

1. 重度の知的障害者・精神障害者で常時介護を要する者の状態像をどのように考えるか。

知的障害者・精神障害者への介護はボディタッチを中心とした支援に留まらず、本人の置かれている環境との相互関係から生ずる様々なメンタル支援及び環境調整支援も重要な介護の柱となります。本人を取り巻く環境も、家族同居、単身生活、グループホーム等、暮らしの形態によっても支援のあり方が変わってきます。

そのため、身体的介護に留まらず、日常生活全般にわたり、常時、環境調整及びメンタル支援を要する知的障害者及び精神障害者をその対象と位置付けていただきたい。

2. 上記 1 の状態の者に対するサービスの内容やその在り方をどのように考えるか。

サービスの場所と方法を限定することなく、本人に対して、中長時間にわたり、日常生活上の介護及び危険回避・見守り等の支援を身体介護に留まらず、メンタル支援及び環境調整支援を含めて支えていくことが必要です。そのためには、とりわけ、行動援護におけるサービスの内容、そのあり方との整理及び役割分担が必要と思われます。

3. 具体的な対象者の要件について、どのような基準とするべきか。

現在、検討が進められている「障害支援区分」において、常時、身体介護に留まらず、本人の

メンタル支援及び環境調整支援が必要な方の、標準的な状態像が示されることが望ましいが、サービス利用の要件にあたっては、本人に対して様々な生活領域におけるアセスメントを通じ、「サービス等利用計画(案)」において必要と判断された知的障害者・精神障害者に対して、市町村がその計画(案)の示す根拠に基づいて支給決定がなされることを原則としていただきたい。

4. 重度の知的障害者・精神障害者に対応する重度訪問介護と、肢体不自由者を対象とする現行の重度訪問介護と、サービス提供事業者の基準を区別すべきか。

「計画あってサービスなし」とならないためにも、様々なサービス提供事業者が、重度訪問介護のサービス提供に参入できることが重要であるが、対応するヘルパーに対しては、本人に対するメンタル支援、環境調整支援等に対しての一定の研修等が必要です。

そのためには、現行の「行動援護従業者養成研修」を参考としつつ、資質向上のための研修システムの検討が必要と思われます。

[グループホームへの一元化に当たっての論点]

1. 支援のあり方・支援体制に関すること

○一元化後のグループホームにおける支援のあり方をどのように考えるか。

暮らしの場におけるアセスメントを通じて、一人一人にあった支援の提供が可能となるためには、これまでの世話人・支援員での支援に留まらず、外部サービスの導入が可能となることは、支援の選択肢及び多様性を確保できる観点から望ましい。

その際、「サービス等利用計画」において、定期的に支援の質も含めモニタリングを継続していくことを前提に、様々なサービス提供事業所が参入できることが重要です。

○一元化後のグループホームの人員配置基準をどのように考えるか。

グループホームへの一元化によって、これまでのケアホーム対象者への支援が継続困難な状況にならないよう、最低でも、現行のケアホームでの人員配置基準が維持できる経営環境の保障が必要と思われます。

○日中・夜間に支援が必要な入居者への支援体制をどのように考えるか。

日中支援にあたっては、本人の願いに沿った「サービス等利用計画」を作成するにあたり、様々な報酬・加算上の制約から日中の過ごす場所及び活動に制限が生ずることのないよう検討をお願いします。

また、重度高齢化した障害者の方が日中活動に求めるニーズに応えていくために、高齢分野、介護保険分野における資源の参入も含め、支援体制、選択肢を拡充していくをお願いします。

夜間支援にあたっては、夜間の緊急対応に即応できる体制づくりは、グループホームに留まらず、地域で暮らす障害者にとっても重要な課題となっています。こうした体制構築は地域の協議会を足

場に、地域の全ての関係機関が検討する重要テーマでもあります。また、「地域定着支援」の一層の充実拡大に加え、地域に夜間でも安心できるバックアップ拠点等の整備が必要であると思われます。

○重度者や医療が必要な入居者への支援体制をどのように考えるか。

地域に訪問看護等に対応できる医療資源の充実拡大が求められずか、加えて、高齢分野、介護保険分野における資源の参入も含め、選択肢を拡充していくことをお願いします。

○サテライト型グループホームの利用者像・支援のあり方をどのように考えるか。

地域で単身で暮らす利用者像とサテライト型グループホームで暮らす利用者像の見極めはグループホームの純化された本来機能を考える上で重要な指標になると思われるが、一定の組織的見守り機能を保障しつつも、環境調整と対人関係調整の配慮が困難で複数で暮らすことの難しい利用者像が想定されます。

サテライト型グループホームの支給決定にあたっては、その必要性の根拠を明らかにした上で作成される「サービス等利用計画」に基づいてなされることを原則としていただきたい。

2. 規模・設備に関すること

○障害者の方が地域で生活する拠点としての共同生活住居の規模をどのように考えるか。

「サービス等利用計画」を作成するにあたり、グループホームの資源は、まさに「計画あってサービスなし」の状況にあり、常に、不足する最優先資源として地域の協議会等でも課題とされています。

また、共同生活住居の形態についても、従来の家族型住宅からアパート・マンションタイプ、重度高齢化に対応できるハードを備えた形態のニーズが高まっています。

しかし、様々な規制(消防法・建築基準法)等から、資源確保の困難な状況になってきています。様々な事業主体がグループホーム資源の確保に積極的に取り組める環境整備をお願いします。

○サテライト型グループホームの設置基準をどのように考えるべきか。

様々な設置上の規制(消防法・建築基準法)等により、資源確保が困難にならない配慮をお願いします。

[地域における居住支援についての論点]

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等のあり方について、どう考えるか。

相談支援専門員協会としては、本人のニーズに応えられる様々な居住形態及び支援形態が選択

肢として提示可能となるための資源及び制度上の整備をお願いしたいが、その際、本人の自己決定を保障していくために、様々な場における、体験・実習・トライアルの体制が確保されていることを希望します。

また、障害のある人が選ぶ生活の場、及びそこで行われる支援のあり方については、本人に対しての詳細なアセスメントに基づく「サービス等利用計画」及びモニタリングをその根拠として行く方向を堅持していただきたいと希望します。